

## 北空知4町地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、北空知4町地域公共交通活性化協議会規約第10条及び第11条の規定に基づき、北空知4町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営及び財務に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 事務局は、協議会に関する事務を処理する。

### (職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 前項の職員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

### (職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、事務局の事務を処理する。

### (専決)

第5条 会長、事務局長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

### (代決)

第6条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

### (予算)

第7条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、予算に追加その他変更する必要があるときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

### (出納員)

第8条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長とする。

### (金融機関)

第9条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第10条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月20日から施行する。

別表1（第4条関係）

事務局職名	職名
事務局長	北海道空知振興局地域政策課長
事務局次長	北海道空知総合振興局地域政策課主査（係長）
事務局員	北海道空知総合振興局地域政策課に属する者

別表2（第5条関係）

<p>1 会長専決事項</p> <p>(1) 事務局長の旅行命令に関する事  (2) 第3条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事  (3) 1件の金額が5百万円以上2千万未満の支出負担行為に関する事</p> <p>2 事務局長専決事項</p> <p>(1) 事務局次長及び事務局員の旅行命令に関する事  (2) 総会及び専門部会の会議運営に関する事  (3) 1件の金額が5百万円未満の支出負担行為に関する事  (4) 支出負担行為の行われた1件の金額が2千万円未満の支出命令に関する事</p>
---

別表3（第6条関係）

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	会長があらかじめ指名する者
事務局長の決裁事項	事務局次長	事務局長があらかじめ指名する者